大綱の策定について

(H26.7.17 文科省初等中等教育局長通知要旨)

1 概要

- ①市長は、地域の実情に応じ、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。(第1条の3第1項)
- ②市長は、大綱を定め、又は変更するときは、総合教育会議で協議する。(第1条の3第2項)
- ③市長は、大綱を定め、又は変更したときは、公表しなければ、ならない。(第1条の3第3項)
- ④法第1条の3第1項の規定は、市長に対し、法21条に規定する 事務(教育委員会が管理し、執行する事務)を管理し、執行する 権限を与えるものと解釈してはならない。(第1条の3第4項)

2 留意事項

市長は、民意を代表する立場であり、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案などの権限を有している。

(1) 大綱の定義

- ①教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではない。
- ②国の教育振興基本計画の基本的方針を参考にするよう定めている。 教育の課題が地域によって、様々であることを踏まえ、市長は、 地域の実情に応じて大綱を策定する。
- ③国の第2期教育振興基本計画での参考にすべき事項は、主に第1 部及び第2部のうち、成果目標。【概要資料あり】
- ④計画期間については、法律では定めていない。市長の任期が4年であること、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4年~5年程度を想定している。
- ⑤法第1条の3第4項は、市長が有する大綱の策定権限は、教育委

員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限まで市に与えた ものではない。

(2) 大綱の記載事項

- ①大綱の主たる記載事項は、市長の判断に委ねられているが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼児教育、保育の充実等、予算や条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針。
- ②大綱は、総合教育会議で市長と教育委員会が、十分に協議・調整 を尽くすことが肝要。
- ③調整がついた事項を大綱に記載した場合には、市長及び教育委員会の双方に尊重義務が生じる。しかし、結果として目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しない。
- ④市長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載した としても、教育委員会はその事項を尊重する義務は負わない。
- ⑤教育委員会は、調整がついていない事項まで、大綱に即して教育 行政の運営が行われるよう配慮しなくてもよい。
- ⑥大綱には、市長の権限に関わらない事項(教科書採択の方針、教職員の人事の基準等)についても、教育委員会が適切と判断した場合、記載することも考えられる。
- ⑦全国学力・学習状況調査の結果の公表については、教育委員会が 大綱に記載してもよいと判断した場合には、あり得る。

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ①市が、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられるため、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、大綱を策定する必要はない。
- ②新たな市長が就任し、新たな大綱を定めた場合、その内容が既存 の教育振興基本計画等と大きく異なるときは、新たな大綱に即し て、教育振興基本計画を変更することが望ましい。